

No. 12

制 度 名	へき地児童生徒援助費等補助金	主管課名	財務課・助成G		
		問合せ先	029-301-5177		
目的・趣旨	へき地等における初等中等教育の円滑な実施を確保				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るための事業</p> <p>[補助要件等] (1) スクールバス・ボート購入費 へき地学校、学校統合、過疎地域等におけるバス路線の運行廃止による小学校、中学校及び義務教育学校の遠距離通学児童・生徒（通学距離が4 km以上の児童及び6 km以上の生徒。事項において同じ。）の通学条件の緩和を図るために運行するスクールバス・ボートを購入する事業 (2) 遠距離通学費 学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業 (3) 激甚災害に伴う通学費 激甚災害による通学路の損害等により通学困難となった児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業 (4) その他</p> <p>[対象経費] 〔補助要件等〕に記載している事業費</p> <p>[補助限度額等] (1) スクールバス・ボート購入費 1台（隻）当たり390万円 (2) 遠距離通学費 補助を開始した年度から5年間／負担する通学費が30万円以上 (3) 激甚災害に伴う通学費 補助を開始した年度から5年間</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		1/2	—	1/2	—
〔令和6年度当初予算額〕 2,071,249千円（国予算）		〔令和6年度補助対象団体〕 令和6年7月頃決定予定			
<p>[備考] 国からの直接補助</p>					